

質 問 回 答 書

契約番号 _____

件 名 令和8年度 依存症対策事業広報・啓発等企画運営委託

質 問	回 答
監修者について（業務説明資料「5 業務内容（2）ウ」） 監修者については、横浜市様にて選定・指定いただく認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
監修者について（業務説明資料「5 業務内容（2）ウ」） 監修者には動画の構成段階からご確認・ご意見をいただく想定でしょうか。それとも完成前の確認のみでしょうか。	完成前の確認を想定しています。 ただし、確認を受けて修正の必要が発生した場合には、受託者により修正作業を行っていただきます。
監修者について（業務説明資料「5 業務内容（2）ウ」） 監修者への謝金の想定金額（相場）がございましたらご教示ください。	15,000 円程度を想定しています。
リスティング広告について（業務説明資料「5 業務内容（2）エ」） リスティング広告は Google 広告を想定されていますでしょうか。	Google 広告のみを想定しているものではありません。リスティング広告のみならず、あらゆる手法にて本市依存症対策のウェブページへのアクセス数を伸ばす取組を行っていただくことを想定しています。
リスティング広告について（業務説明資料「5 業務内容（2）エ」） 配信エリアは横浜市内を想定されていますでしょうか。	その通りです。

リスティング広告について（業務説明資料「5 業務内容（2）エ」） 年間アクセス数 60,000 回について、現在の年間アクセス実績（現状値）がございましたらご教示ください。	令和 7 年度実績で 25,236 件です。
その他の広告手法について（業務説明資料「5 業務内容（2）オ」） 「あらゆる手法による企画」とありますが、ディスプレイ広告（バナー広告）など、リスティング広告以外の Web 広告を組み合わせた提案も可能でしょうか。	可能と考えます。
YouTube 広告について（業務説明資料「5 業務内容（2）ア」） 「完全視聴（30 秒視聴）」とは、15 秒動画の場合は最後まで視聴したものを指す認識でよろしいでしょうか。	その通りです。 ただし、5（2）アにおける既存の啓発動画はすべて 30 秒以上ですので、その点ご注意ください。
YouTube 広告について（業務説明資料「5 業務内容（2）ア」） 月途中から配信となる場合、最低目標（100,000 回／月）の考え方についてご教示ください。	当該月については、配信日数に応じて按分した回数を最低目標にすると考えます。
事業実施期間について（業務説明資料「2 履行期間」「5 業務内容（1）」） 年間施策とありますが、今年度の事業実施期間はいつ頃を想定されていますでしょうか。	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までです。
事業実施期間について（業務説明資料「2 履行期間」「5 業務内容（1）」） 契約締結から各施策開始までのスケジュールイメージをご教示ください。	5（1）にある通り、スケジュールの作成は委託内容に含みますので、受託者にて作成してください。 なお、いずれの取組においても、契約締結日以降速やかに業務を開始してください。

啓発の目的について（業務説明資料「5 業務内容（2）イ（イ）中高年層向け」） 仕様書では、中高年層向け動画について「依存症に対する誤解や偏見の解消」を目的とした内容と記載されていますが、具体的にはどのような誤解や偏見の解消を期待されているか、ご教示いただけますでしょうか。	第2期横浜市依存症対策地域支援計画を踏まえ、「依存症は本人の意思の弱さや自業自得によるもの」といった偏見や、「治らない病気である」といった誤解の解消を想定しています。依存症は誰でもなり得る病気であり、適切な支援や治療により回復が可能であることの理解促進につながる内容を期待しています。
学生ヒアリングについて（業務説明資料「5 業務内容（2）イ（ア）若年層向け」） 学生への意見聴取について、参加人数・開催回数・会場は現時点で想定がありますでしょうか。	以下の通り想定しています。 参加人数：各5～20名程度 開催回数：4回程度（4校で各1回ずつの想定） 会 場：各学校の教室
業務内容（2）のエに記載のある「本市依存症対策のウェブページ」とは、具体的にどのウェブページを指すのでしょうか。	誘導先となる依存症関連ウェブページについては、現時点では下記ページを想定しています。 （本人・ご家族の方へ）知る 横浜市 https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/chishiki/
業務内容（2）のアの「最低目標クリック（完全視聴（30秒視聴））回数は100,000回／月以上」という条件について、これはクリック数または完全視聴数のいずれかが達成していればよいという認識で相違ないでしょうか。	本市としては動画の視聴を重視していることから、完全視聴（30秒視聴）回数100,000回／月以上を達成してください。
既存の啓発動画を編集して使用することは可能でしょうか。	現時点で、既存の啓発動画の編集は想定していません。
プレゼンテーションの際、動画（Vコン）で説明することは可能でしょうか。	動画（Vコン）を用いて説明いただくことは差し支えありません。

若年層のターゲット設定について 業務説明資料において記載のある若年層は、一般的に「15 歳から 39 歳（40 歳未満）」されるかと思いますが、提案にあたり、この中からさらに「20 代（大学生・社会人）」など、条件を満たす形で特定の年代にターゲットを絞って企画および動画制作を行ってもよろしいでしょうか。	「第 2 期横浜市依存症対策地域支援計画」の趣旨に沿ったものであれば、提案にあたり若年層の中から特定の年代にターゲットを絞って企画及び動画制作を行うことも可能です。
個人事業主（クリエイター）への再委託について 動画制作等の業務の一部を外部に再委託する場合、法人（代理店や制作会社など）ではなく、個人事業主（個人クリエイター）に委託することは可能でしょうか。	再委託先は、個人事業主（個人クリエイター）でも可能です。ただし、再委託を行う場合には、委託契約約款に則り実施していただきます。
再委託先の決定時期と申請のタイミングについて 業務の一部を再委託する場合、書面による通知が必要と認識しております。 しかしながら、コンテンツの具体的な内容が確定した段階で声優やイラストレーター等を選定・決定する想定のため、提案書の提出時点では委託先が未定となります。 このように、委託先が決定してからの事後申請（通知）でも問題ないでしょうか。 また、その場合、提案書の「業務の実施体制（様式 5）」にはどのように記載すべきかご教示ください。	提案書提出時点で再委託先が未定であることは差し支えありません。 なお、再委託を予定している場合は、「業務の実施体制（様式 5）」において、再委託を予定している業務内容及び当該業務の御社担当者を記載してください。
制作実績の公開について 本事業の委託が決定し、業務が無事に完了した際、弊社ウェブサイトや、制作に携わったクリエイター各自の媒体（サイトや SNS 等）において、本業務の制作実績として公開・紹介することは可能でしょうか。	業務説明資料 7（3）のとおり、成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として横浜市に帰属します。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、横浜市の承諾が必要となります。 実施に当たっては、個別に協議の上、本市の承諾を得てください。
YouTube 広告の月間目標の定義について 業務説明資料 5（2）アに記載の「最低目標クリック（完全視聴（30 秒視聴））回数 100,000 回／月以上」について、30 秒以内の動画は完全視聴回数、30 秒を超える動画は 30 秒視聴回数を扱い、それらとクリック数を合算して、月 100,000 回以上を達成するという認識でよろしいでしょうか。	本市としては動画の視聴を重視していることから、完全視聴（30 秒視聴）回数 100,000 回／月以上を達成してください。

月 10 万回の対象期間 月 100,000 回以上の目標について、広告配信を実施するすべての月で達成する必要がありますでしょうか。 また、契約締結や広告配信の開始が月途中となる場合も、当該月に 100,000 回以上の達成が必要となるのか、配信日数に応じた按分が認められるのかをご教示ください。	契約期間は原則として達成していただく必要があります。 契約締結や広告配信の開始が月途中となる場合、当該月については、配信日数に応じた按分を最低目標にすると考えます。
YouTube 広告に使用する既存動画について 別紙 1 に記載されている既存動画 4 本について、すべてを広告配信に使用する必要がありますでしょうか。 また、動画の内容、対象者、広告配信実績等を踏まえ、受託者の提案により使用する動画、配信時期及び予算配分を決定することは可能でしょうか。	4 本は、すべて使用していただきます。 配信時期及び予算配分については、受託者にてご提案いただくことは差し支えありません。
年間アクセス数 60,000 回の指標について業務説明資料 5 (2) エに記載の「年間アクセス数 60,000 回」について、広告クリック数の認識でよろしいでしょうか？ 想定されている「アクセス数」の定義をご教示いただけますと幸いです。	業務説明資料 5 (2) エに記載の「年間アクセス数 60,000 回」は、本市ホームページへのアクセス数を指しています。なお、本事業においては広告からの流入を主に想定していますが、アクセス数と広告クリック数は必ずしも一致するものではありません。
年間アクセス数 60,000 回に含まれる流入について 年間アクセス数 60,000 回について、今回の広告施策（リスティング広告、YouTube 広告等）の広告経由のアクセスのみを対象とするのでしょうか？ それとも、自然検索、横浜市ウェブサイト内のリンク、SNS、動画概要欄等を含む、対象ページ全体の数値を指すのでしょうか。 ページ全体を指す場合、集計期間についてもご教示いただけますと幸いです。	自然検索、横浜市ウェブサイト内のリンク、SNS、動画概要欄等を含む、対象ページ全体の数値を指します。 集計期間は、毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの 1 年間です。
広告の配信対象地域について YouTube 広告及びリスティング広告等の配信対象地域は、横浜市内に限定する想定でしょうか？	その通りです。

(2) 依存症対策事業広報啓発の企画・運営のウについて、「委託者の指定する監修者(1名を想定)」とは、こういった内容に対して、監修の発生・想定がされているのでしょうか。	動画の内容が誤解や偏見を助長するようなものになっていないか、医学的な観点から見て誤った内容になっていないか、といった、依存症対策に関する広報啓発として適切な内容であるか、という観点での監修です。
(2) 依依存症対策事業広報啓発の企画・運営のウについて、「委託者の指定する監修者(1名を想定)」についての、謝金の想定費用があれば教えていただけますでしょうか。	15,000円程度を想定しています。
既存の依存症対策の啓発物などチラシデータのaiデータの素材支給は可能でしょうか。	基本的には可能ですが、一部の啓発物についてはaiデータを所持していないため、支給できないものもあります。
若年層向けの動画について、「委託者が指定及び事前依頼を行い、受託者が意見聴取の場の設定に向けた日程等調整や当日の運営、意見のとりまとめを行う。」とあるが、委託者が想定している学生への「依頼」について、参加人数の規模感や、実施回数の想定を教えてくださいませんか。	以下の通り想定しています。 参加人数：各5～20名程度 開催回数：4回程度（4校で各1回ずつの想定）
業務説明資料5(2)の「イ」に若年層向け動画は15秒程度、中高年層向け動画は15～30秒程度とありますが、動画の長さは最大で何秒まで延長可能でしょうか。	特に延長の制限は設けていませんが、若年層向け動画については、「第2期横浜市依存症対策地域計画」における「こども・若者へのヒアリング」のとおり、普及啓発のツールとして特にショート動画が望ましいとの意見が多数聞かれたことから、ショート動画の作成を前提としています。対象層や内容、令和9年度以降の活用方法の提案の内容を加味して作成してください。
過去に依存症を公表した有名人の起用は可能でしょうか。	特に差し支えありません。

業務説明資料5(2)の「イ」の(ア)に若年層向け動画の作成で「市販薬・処方薬の過剰摂取による依存症に対する普及啓発動画」の作成とありますが、追加で若年層向けに別の依存症の動画を作成することは問題ないでしょうか。	業務説明資料5(2)オに記載の通り、必須の内容(業務説明資料5(2)ア～エ)以外にもあらゆる手法による企画を提案できます。
個人が特定できないぼかしや音声加工をした上でダルクへのインタビューを行いたいと考えています。インタビュー可能なダルクをご紹介していただくことは可能でしょうか。	インタビューを前提としたご紹介ができるかは、現時点ではお答えしかねます。
業務説明資料の5 業務内容(2)アにおいて、YouTube 広告等の掲出も業務に含まれておりますが、広告掲出の開始日と終了日はいつでしょうか。また YouTube 等となっておりますが、広告掲出の媒体提案は、各社の自由提案となりますでしょうか。	広告掲出の開始日は契約開始後可能な限り早急に、終了日は令和9年3月31日です。 広告掲出の媒体提案は、各社の自由提案です。
「既存の啓発動画を活用」とありますが、こちらはどのような動画でしょうか？すでに公開されている動画でしたら、教えていただけないでしょうか。	業務説明資料の(別紙1)依存症対策事業動画一覧のとおりです。
「最低目標クリック(完全視聴(30秒視聴))回数は100,000回/月以上とする」とありますが、CTAのクリック数または、視聴回数(30秒以上)のいずれかという認識でよろしいでしょうか？	本市としては動画の視聴を重視していることから、完全視聴(30秒視聴)回数100,000回/月以上を達成してください。
業務説明資料の5 業務内容(2)イ(イ)において、中高年層向けに「依存症に対する誤解や偏見の解消を目的とした普及啓発動画を作成する」とありますが、ここでいう依存症は、特定の依存対象を想定されていますか？	特定の依存対象は想定していませんが、特定の依存対象を想定した動画とすることは妨げません。

契約履行期間内の報告書の作成・ご報告を考慮すると、実施期間は令和9年3月中旬までを想定したスケジュールでプランニングする想定で相違ないでしょうか。	基本的に、実施期間は契約期間である令和9年3月31日までと考えています。動画配信について、令和9年3月中旬までの配信実績を実施報告書に記載することは妨げませんが、配信自体は3月31日まで行っていただく想定です。
「最低目標クリック（完全視聴（30秒視聴）回数100,000回／月」において、30秒以上の動画については最後まで視聴する「完全視聴」ではなく「30秒視聴」で1カウントとみなすという認識でよろしいでしょうか。また、目標は動画のためクリック数ではない認識でよいでしょうか。	その通りです。
最低目標クリック（完全視聴（30秒視聴））回数を100,000回／月以上の算出された理由がありましたらご教示願います。	過年度に当課で実施していた依存症啓発動画YouTube広告掲出業務における最低目標クリック（完全視聴（30秒視聴））／月と同等の数値としています。
100,000回／月以上は契約締結～履行期間内でよろしいでしょうか。	月途中からの配信については、配信日数に応じて按分した回数を最低目標にすると考えます。
業務説明資料に記載のある若年層とは18-39歳という認識で間違いないでしょうか。 『第2期横浜市依存症対策地域支援計画』の一次支援（予防・普及啓発）の年齢層別の分類が、①子ども（17歳以下）②若者（18-39歳）③中高年（40歳以上）という設定になっているため。	「若年層」は、「第2期横浜市依存症対策地域支援計画」の年齢層の分類に依らず、主に、10代から20代を想定しています。
今回の履行期間内は「作成のみ」で広報啓発方法の必要はないでしょうか。 また令和9年度以降の広報啓発方法に関する提案費用は今回の業務価格（14,600,000円）に含める必要があるか、ご教示ください。	業務説明資料5イで作成する動画については、作成及び令和9年度以降の広報啓発方法に関する提案までを業務とする委託です。 したがって、令和9年度以降の広報啓発方法に関する提案費用は業務価格に含める必要があります。

出演キャスト、イラスト、音源等の権利許諾・契約にあたって、令和9年度以降も活用を想定し、使用期間の指定はございますでしょうか。	令和9年度以降も4～5年程度は継続して使用することを想定しています。
念のため学生の意見を取り入れる「委託者」は横浜市、「受託者」は委託者（例えば弊社）でよろしいでしょうか。	業務説明資料における「委託者」は横浜市を、「受託者」は本業務の受託事業者を指します。
既に市側の想定 of 打診先リストおよび聴取にあたる想定時期があればご教授ください。	打診先については、現段階では調整が完了していないためお示しできません。想定時期は、動画作成の進捗状況により変わるものと認識しています。
業務価格（14,600,000円）の中に学生に対する謝金を考慮する必要がある場合には基準額等ございましたらご教示ください。	謝金を考慮する必要はありません。
想定されている監修者（ご所属や専門分野等）がいらっしゃいましたらご教示ください。謝金について、本業務価格（14,600,000円）に含む場合、基準額があればご教示頂きたいです。	監修者については、現段階では調整が完了していないためお示しできません。 謝金は15,000円程度を想定しています。
リンク先ホームページのURLは（https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/izonshyou.html?lang=v）の認識で相違ないでしょうか。	誘導先となる依存症関連ウェブページについては、現時点では下記ページを想定しています。 （本人・ご家族の方へ）知る 横浜市 https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/chishiki/

年間アクセス数 60,000 回は契約履行期間内の令和 9 年 3 月末迄でしょうか。 もしくは契約締結～1 年間を想定されますでしょうか。また 60,000 回の目標設定に至った理由はありますでしょうか。	「第 2 期横浜市依存症対策地域支援計画」において、横浜市依存症ホームページへのアクセス数を令和 12 年度までに 60,000 回／年とする数値目標を定めています。 したがって、令和 9 年 3 月末時点で 60,000 回を達成している必要は必ずしもありませんが、多くの方に依存症について知っていただくために、アクセス数はできる限り多く確保したいと考えています。
第 1 期で作成された「依存症セルフチェック」における各依存対象の依存症疑いの基準をご教示願います。	「依存症セルフチェック」のページにおける各スクリーニングテストは、依存対象ごとに医療現場等で一般的に使用されているものを掲載しています。そのため、基準については各スクリーニングテストによります。 「依存症セルフチェック」： https://cgi.city.yokohama.lg.jp/kenkou/izoncheck/
提案書は A4 にていただいておりますが、A4 タテで固定の認識でよろしいでしょうか。提案様式は PowerPoint でも問題ないかもご教示願います。	提案書作成要領 7 に記載の通り、自由様式である「業務の実施計画」以外は所定の様式にてご提出をお願いします。 「業務の実施計画」及び所定の書式以外の補足資料については、PowerPoint でも構いませんが、原則 A 4 版としてください。